

しぶかわし



農業委員会だより

vol. 10

平成24年1月号

発行／渋川市農業委員会 〒377-8501 渋川市石原80番地(市役所第二庁舎)
TEL 0279-22-2920 FAX 0279-22-2132

こんにちは！
がんばってます！



蒟蒻こんにやくひとすじ

生方 秀顕さん(中郷)

父親の代から、蒟蒻専業経営をして、早36年が経ちました。地域の人や仲間達とともに、経営の拡大や安定に向けて行なって来ました。

世界情勢の変化に伴い、WTOをはじめ、FTA、LDC諸国からの無関税の輸入そして、TPPなど経済連携はまさに農業の衰退か、または変革にまつたなしの状況になって来ました。

今まで、中国、インドネシア、ミャンマー、ラオスなどの蒟蒻生産地を海外視察し、2度目の中国視察で、躍進した蒟蒻産業に触れ、驚かされて来ました。

しかし、蒟蒻粉が欧米をはじめ、全世界に広まっているのも事実です。これまで培って来た技術とともに、生産の効率化、販売経路の確立、そして土と親しみながら継続して行ける経営を目指して頑張りたいと思います。



茨城県農業委員会 会長 廣田 勝次

年頭あいさつ

新年明けましておめでとうございます。

農家のみなさまには、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会の活動につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

茨城県農業委員会は、新たな体制で市の農政発展のために、農業委員会業務にまい進して参りました。3年の任期の内、早くも最後の年度を迎えます。ますます一生懸命頑張る所存であります。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災と、その後の津波により東北・関東地方を中心にたくさんの方の死傷者を出す未曾有の大惨事となり、家屋や公共施設等の壊滅的損壊とともに、農地・農家用施設にも多大な被害をもたらした。多くの被災者や避難者が全国各地で避難生活を強いられています。

さらに、追い打ちを掛けるように、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う出荷制限や出荷自粛など、市場価格下落による収入減となる風評被害を受けた農家は、農業経営に甚大な被害をもたらしました。県内でも放射性物質汚染対策として、除染する意向を持っている地域もあります。

このように、国家の危機と言える緊急事態に対し、社会・経済の復興にはかなりの時間がかかり

ますが、みんなで頑張る所存です。また、わが国が関税撤廃の例外措置を認めないTPP（環太平洋連携協定）については、食料自給率の向上どころか農林水産業をはじめ、運送・加工などの製造業等、関連産業にも多大な影響を及ぼし、地域経済・社会が壊滅的な影響を受ける恐れがあります。

また、金融・保険・医療などのあらゆる分野の仕組み・基準の変更を余儀なくされ、私たちの暮らしが一変してしまう可能性があります。このような状況を踏まえ、私たちの地域・生活を守るためTPPに関する正確な理解を呼びかけて行きたいと思っております。

今日の農業を取り巻く課題はたくさんあり、後継者や担い手の減少と就農者の高齢化が進み、それに伴い遊休農地が増加するなど厳しいものがあります。私たち農業委員会としては、農業及び農家の代表機関であるという責務を自覚し、皆様のご期待に応えられるよう行動する所存であります。本年も皆様の一層のご支援とご協力を賜り、ご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたします。

農業委員 (議席番号順)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 1. 田代 徹 | 2. 泉 奥 | 3. 田 角 | 4. 飯 塚 | 5. 文 二 |
| 5. 堀 俊 | 6. 齋 藤 | 7. 生 方 | 8. 町 田 | 勝 茂 |
| 9. 松 力 | 10. 角 田 | 11. 宮 下 | 12. 飯 塚 | 輝 之 |
| 13. 高 寿 | 14. 永 井 | 15. 森 田 | 16. 後 藤 | 久 均 |
| 17. 関 孝 | 18. 小 林 | 19. 須 田 | 20. 金 田 | 正 章 |
| 21. 狩 野 | 22. 大 島 | 23. 星 野 | 24. 鳥 山 | 光 良 |
| 25. 新 井 | 26. 石 井 | 27. 佐 藤 | 28. 齊 藤 | 茂 二 |
| 29. 齋 藤 | 30. 茂 木 | 31. 小 淵 | 32. 石 田 | 重 重 |
| 33. 外 丸 | 34. 塩 谷 | 35. 須 田 | 36. 津 久 | 井 重 |
| 37. 廣 田 | | | | |

市長へ

農業施策に関する

建議書提出

農業委員会では平成23年10月14日に市長へ建議書を提出しました。

この建議書の作成にあたっては、農業者の意見や要望を集約したものを基に委員会で整理したものを農業委員会総会で議決されました。

新年度の予算編成にあたり、農業施策において積極的な措置を講じられ、農政に反映されるよう要望しました。その主な内容は次のとおりです。(一部要約、抜粋あり)

1. 国・県への要請について

(1) 原発事故

- 1) 出荷停止に伴う農畜産物に対する十分な補償を行うこと。
- 2) 風評被害により買い控えがあった農畜産物についても十分な補償及び消費PRも行うこと。
- 3) 風評被害を招かないよう適正な公表を行うこと。
- 4) 環境放射能測定は、県内地域を細分化のうえ綿密に行い、一律の出荷停止とならないよう的確な調査の対応を行うこと。
- 5) 風評被害を含み被災地の農業復

旧が進展するよう制度融資の対応を行うこと。

- 6) 農畜産物生産・販売団体等への原発事故放射性分質測定機器の普及を図ること及び安全対策の周知を行うこと。

(2) 農畜産物

- 1) 関税撤廃の例外措置を認めないTPP（環太平洋連携協定）交渉への不参加。
- 2) 米麦特産品「こんにやく（芋・精粉・荒粉含む）」等の関税率の現状維持の特例が、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）等でも認められるようにされたい。
- 3) 輸入飼料の価格安定対策について、バイオ燃料増産等の影響により、輸入トウモロコシ等の飼料用作物が高騰し、畜産農家は大打撃を受けていることから、価格安定対策の一層の強化を図られたい。

(3) 水田畑作経営所得安定対策

中小規模農家まで対象を拡大し、生産コストに見合う価格保証と所得補償

となるよう、過去実績による固定払い方式を見直しするなど、現場の声を反映し、より良い制度にされたい。

(4) 農地水保全管理支払交付金

農業生産関連施設の維持管理に効果のある制度であり、事業期間終了後も継続されたい。また、申請・報告手続と確認事務のさらなる簡素化と現在交付金の対象外となっている非農用地区域（白地）を対象に含めること。

(5) 農業用水確保のための環境整備

水源地及びその周辺等への外国人国籍による所有権移転により農業用水の枯渇が起きないようにあらかじめ秩序ある制度の構築を国へ要請されたい。

2. 地域農産物・特産物を活用した農業の活性化の推進について

農村地域活性化のため、特産品の販売促進・ブランド化や新産品の開発を図り、集客販売施設等の整備を進められたい。

3. 農業用水の汚染防止対策について

年々増加する家庭用雑排水等による水質汚染が著しく進んでいるた

め、農業集落排水整備地区での宅内配管を早期に繋ぎ込むよう水洗化率の促進を図られたい。

4. 農業委員会組織の活動に対する支援について

農地法改正により、許認可等の業務も質量ともに増大され、新たな農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、事務局体制の整備・強化を図られたい。

5. 遊休農地対策の推進について

遊休・耕作放棄農地を市民農園等として利活用され遊休農地解消支援として補助制度の拡充強化されたい。

6. 担い手対策について

認定農業者等担い手の経営確立の支援・農業後継者の育成確保・集落営農組織への支援を図られたい。

7. 農業生産基盤の整備・維持管理について

土地基盤整備と優良農地の確保・農道及び用排水路の整備・渋川南部地域用排水路の整備等について早期の整備・改修を図られたい。

8. 有害鳥獣対策について

農村周辺環境の著しい変化により鳥獣被害が拡大し、農業生産に与える影響が年々増加しております。被害防止策について、農家への情報提供を行い駆除対策の指導・助成を図られたい。

9. 食育の推進について

食の安全・安心が求められており、地元農畜産物の消費を積極的に推進されたい。



8組の農家が 家族経営協定を結びました

家族経営協定合同調印式が、平成23年8月17日に市役所第二庁舎で行われました。今回の締結は、5組が後継者の参加等による見直しで3組が新規です。下欄の皆さんが調印を行い、家族内の取り決めについて確認の文書を取り交わしました。これにより市内の締結農家は214組となりました。



調印の様子



調印式に参加された皆さん

今回協定を締結した農家の皆さん

- ◆ 須田愛作さん・はま子さん・大司さん (赤城町深山)
- ◆ 金田均さん・ふじ江さん・孝道さん・留美子さん (赤城町持柏木)
- ◆ 鳥山孝子さん・和寿さん・賢二さん・みはさん (赤城町見立)
- ◆ 茂木敏幸さん・美知子さん・規久さん (赤城町長井小川田)
- ◆ 高橋敬さん・孝江さん・俊介さん (北橘町下南室)
- ◆ 萩原重男さん・美恵子さん・和男さん (北橘町真壁)
- ◆ 森田孝さん・美恵子さん (北橘町上箱田)
- ◆ 楯豊さん・節子さん (北橘町上南室)

家族経営協定を結びましょう 家族農業経営をより良いものにするために

家族経営協定とは？

経営計画、役割分担、収益の配分、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族で話し合い取り決めるものです。その内容を協定書として文書にすることで一人ひとりの自覚を高め、意欲的に農業経営に参加するためのきっかけとします。

家族経営協定を締結すると、認定農業者制度や農業者年金に加入する場合に支援策も受けられますので、農業経営を魅力あるものにするためにも家族経営協定を結びましょう。

詳しいお問い合わせは、地区の農業委員または農業委員会事務局（☎② 2920）、渋川地区農業指導センター（☎③ 1321）へ。

農業委員の声



緑豊かな農地をめざして

第2農地部会長
小林 元雄
(北橘町真壁)

私が農業委員になったとききっかけは、地元の推薦があったのと青々としていた桑園が、何時の間に荒れ、キジや小動物の棲家となり雑木も繁茂して山林化になってしまったこの農地を何とか解消して、作物を栽培できる農地に戻したい一心で農業委員になりました。

以前は抜根した根っこを燃やしたり、土の中に埋めたりしたようです。

その後、燃やすことができなくなり産業廃棄物として処理するよ

うになりましたが、お金がかかるので抜根になかなか協力してもらえませんでした。

平成20年度の予算で10アール当たり30万円(国と市)の補助金がついたので、この機会を利用して抜根を勧めて元の畑に戻そうと思いい、どんな条件があるか調べました。

すぐに畑を利用してくれる人を探すために、新規就農者や酪農家を中心に当たったところ、何とか見つけることができました。今では荒れていた農地も元に戻り、緑豊かな農地になって喜びもひとしおです。

平成20年度に補助金で抜根された総面積は、15・6ヘクタールになりました。

農業委員として、自分の家の農業経営を充実させることも大切ですが、他の農家のために動くことも大切だと思う今日この頃です。

まだまだ、あちこちに遊休桑園や耕作放棄地があります。周囲の農地に、常に感心を持って解消する努力をして、元の農地に戻して良かったと言われるように、ますます頑張ります。

農地の賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借の10ヶ当たりの賃借料水準は、別表のとおりです。農地の賃貸借契約の目安として活用してください。

部門別	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
田(水稲)の部	渋川・伊香保地区	10,000円	11,800円	5,600円	37
	小野上・子持地区	12,200円	18,000円	6,500円	20
	赤城・北橘地区	10,700円	14,300円	5,900円	40
畑(こんぶ、野菜)の部	渋川・伊香保地区	9,500円	9,700円	4,000円	25
	小野上・子持地区	9,700円	10,000円	8,400円	316
	赤城・北橘地区	9,500円	17,800円	5,000円	46

※データ数は、集計に用いた筆数である。
※「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。



「みゆきだそば祭り」

行幸田地域営農推進協議会

行幸田地域営農推進協議会(伊藤一秀会長)主催の「みゆきだそば祭り」は13回目を迎え、平成23年9月25日は大型台風のあともかかわらず、何とかそばの白い花が咲き、県内外からたくさんの来場者でにぎわいました。

用意されたそば1,000食に長蛇の列ができ、見頃のそばの花が一面に広がる会場で、手打ちそばの豊かな風味を楽しんだ来場者は大満足の様子でした。

地域ブランド「豊秋そば」のPRで始まった「みゆきだそば祭り」は立派に広がりをみせています。



遊休農地対策事業補助金交付制度を ご存じですか？

遊休農地があつて「迷惑だ」「困っている」というところが増えていきます。

近年では、国内農産物の需要の低迷、担い手の高齢化や後継者不足の一層の進展、相続による農地の分散などにより、耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加傾向にあり、大きな農政課題となっています。

農地はいったん遊休化してしまうと、耕作できる農地へ戻すのが大変です。

また、雑草の種子が飛んだり病害虫が発生したりと近隣農地等へ悪影響を与えることにもなります。

市では、遊休化した農地を耕作できるよう復元し遊休農地を解消するため、遊休農地対策事業補助金交付制度に基づき補助金を交付する制度があります。



対象となる農地

「渋川市農業委員会の所管する農地」で、農地転用せず「登記簿地目が農地」であるものに限ります。

対象となる作業、補助額

右の表のとおりです。

※ 抜根は適切な処分を行うこととし、処分費用は運搬距離・処分量により異なります。

※ 土壌改良については改良材費が対象です。

※ 遊休農地の解消にあわせて農業委員会が推奨するヘアリーベッチを作付ける場合には補助の対象となります。

作業内容	基準費用 (10アールあたり)	補助率
桑抜根・処分	185,000円(上限)	2分の1 以内
内訳 〔桑処分 桑抜根〕	150,000円 35,000円	
鋤耕(プラウ)	7,500円	2分の1 以内
耕耘(ロータリー)	6,500円	
土壌改良 (堆肥、苦土石灰等)	41,820円(上限)	
ヘアリーベッチ 作付け	4,500円(上限)	

補助金を希望する方は、作業開始前に市農林課または地区の農業委員にご相談ください。
お問い合わせは、市農林課(☎22-2593)へ。

遊休農地解消に“ヘアリーベッチ”はいかがでしょう？

農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消の取り組みとして、積極的に活動を行っています。

遊休農地解消モデル地区として市内各地区に雑草を抑制するマメ科の緑肥作物「ヘアリーベッチ」を播種しました。さらに、播種した圃場には環境保全型農業として試験的に果菜類を栽培しています。

農業委員会が設置、管理している展

示圃が現在8ヶ所あります。ヘアリーベッチを播種した農地の様子がわかりますので参考にご覧ください。(場所等詳しくは下記事務局へお問い合わせください)



10月～6月 青々として飛砂を防止



7月～8月 敷藁状になり雑草を抑制

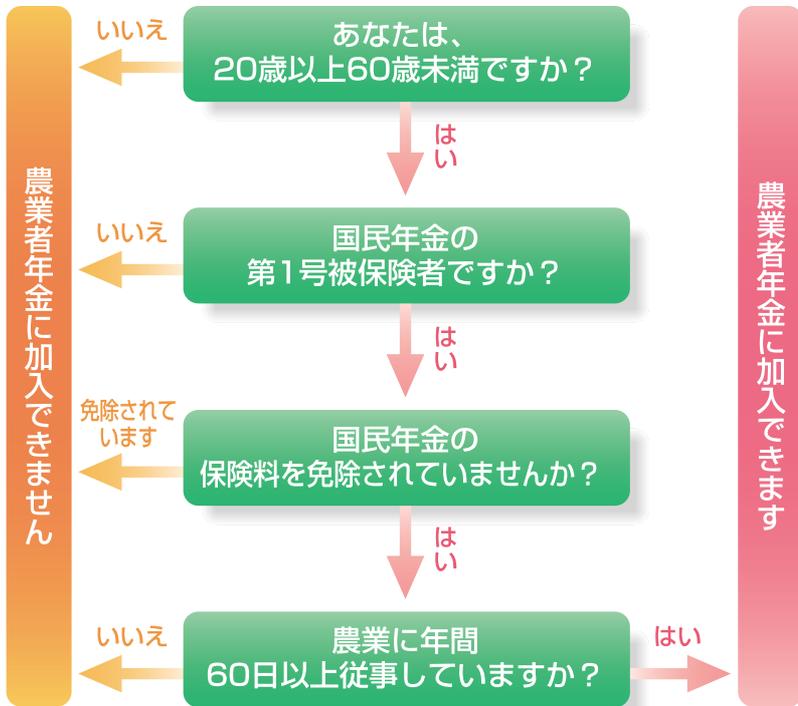
播種及び管理方法など、詳しくは農業委員会事務局(☎22-2920)
またはお近くのJA、種苗会社へお問い合わせください。



注意しましょう！ 経営移譲年金受給者へ

後継者等に経営移譲して年金をもらっている人は、2月から始まる所得申告の時に、農業所得を自分の所得として申告すると、年金が支給停止になりますので注意しましょう！

あなたは農業者年金に加入できますか？



60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事されている方であれば誰でも加入できます。

農業に従事されている方は
誰でも加入できます

あなたの老後は大丈夫ですか？
安心して老後生活を送るためにも、ぜひ、農業者年金に加入しませんか。



経営と老後の生活をがっちりサポート

新農業者年金に加入しましょう！！

新しい農業者年金制度は安心して頼れる魅力ある制度になりました

- ◆メリット1 農地を持たない農業者や家族農業従事者も加入できます（国民年金第1号被保険者）
- ◆メリット2 少子高齢化時代に強い年金…積立方式で安定した財政運営を行います
- ◆メリット3 保険料の額は自由に決められます（月額2万円から6万7千円まで千円単位）
- ◆メリット4 80歳までの保証が付いた終身年金です
- ◆メリット5 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
- ◆メリット6 農業の担い手（認定農業者等）には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

詳しくは、地区の農業委員、または農業委員会事務局へ



農業後継者として
がんばっている方を
訪ねてお話を伺いました。



小池 謙治さん
(北橘町真壁)

Q 就農したのはいつからで、
きっかけはなんですか？

A 京浜地区で働いていまし
たが、ふるさとが忘れられ
ず、定年後Uターンしました。た
またま、新聞でみて県立農林大学
校に応募した所、運よく入校でき
ました。そこで一緒に学んでいる
人達の熱心さに触れ、私も農業を
一生懸命やってみようと平成18年
頃から就農しました。

Q 就農してみてもいいですか？

A 今栽培しているのは主に
露地茄子とオクラです。こ
れから秋にかけては、白菜とほう
れん草を考えその準備をしていま
す。経験不足で、長雨などの天候

との対応や、消毒のタイミン
グなど難しく毎年出来栄は違
います。また卓球や囲碁の趣味
があり両立させたいが、時間
が足りなく農作業が遅れてしま
うのが悩みです。

Q 今後の抱負をお聞かせくだ
さい。

A 栽培した物は、主に地元
J A系のスーパーの産直部
会に入って出しています。会員と
切磋琢磨しあい、より良い品を作
って産直コーナーが賑わい、盛り
上がるのを当面の目標としていま
す。また付加価値をつけて販売で
きないものかと、白菜の漬物など
に挑戦していますが、なかなか難
しくこれから経験を積み重ねてい
きたいと思っています。

農作業の参考にしてください 平成24年度農作業労賃標準額

市農業委員会では、平成24年度の農作業労賃標準額について下表のとおり決めました。
なお、この労賃等は標準額であり、作業場所の状態や作業の難易度により異なりますので、これを参考に当事者間の話し合いで決めてください。

1. 臨時雇用賃金 (1日当たり)

作業名	標準額	付記
農作業全般(田植え・稲刈り・麦刈り・こんにやく、野菜等植付け・収穫・草刈り)	5,500円~10,000円	労働時間8時間(労働条件により異なります)

2. 農作業請負料金

作業名	単位	標準額	付記
代かき	10a当たり	7,000円	整地作業は別料金
畦畔塗り	1m当たり	60円	
機械田植え	10a当たり	8,000円	植付のみ
育苗代	1箱当たり	770円	中苗(芽出しは441円)
刈り取り(水稲)	10a当たり	16,800円	結束・倒伏は割増し(コンバイン)
〃(麦)	〃	16,800円	〃
〃(大豆)	〃	13,500円	〃
乾燥・調整(水稲)	60kg当たり	800円	
もみすり(水稲)	〃	800円	
乾燥・調整(麦)	〃	1,500円	
麦まき一式	10a当たり	15,000円	種子、肥料代は別(耕耘、施肥、播種、整地、鎮圧)
口タリ(耕耘)	〃	6,500円	1回(すき込み割増)
プラウ(すき耕)	〃	7,500円	
桑抜根	〃	35,000円	抜根のみ※抜根処理すると185,000円(運搬距離・処理量により異なります)
サブリライ	〃	7,000円	クロスかけ(ピッチ幅70cm×深さ50cm)
遊休農地管理	〃	23,000円	耕耘、草刈、畦畔等管理(年3回)
運搬費(もみ・玄米)	1回	2,000円	軽トラック

●備考

- 上記標準額は、土地改良事業等によるほ場整備地の場合とする。その他は、ほ場条件、作業の難易度によって割増しする。
 - 面積計算は、土地登記簿上の面積または換地面積とする。
 - 料金支払いは、作業終了後1か月以内に現金で支払う。
- ※これは標準額ですので、作業内容や耕地の状況等考慮のうえ、当事者間で協議確認のうえ決定してください。